

令和4年11月24日

焼津市幼児教育・保育施設入所園児の保護者 様

焼津市こども未来部保育・幼稚園課

### 季節性インフルエンザによる出席停止の手続きの変更について

日頃より園の保育活動に御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

従来、認可保育施設においては、園児が季節性インフルエンザにより出席停止となった後、回復して登園再開するには、医療機関の発行する「意見書」の提出が必要でした。

しかしながら、今年の冬は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されることから、医療体制のひっ迫を防ぐために、医療機関へ証明書の発行を求めないこととしました。

医師から季節性インフルエンザと診断された場合は、発症した日を含めずに5日間は必ず自宅で安静にお過ごしください。さらに、乳幼児は解熱後、翌日から3日間（乳幼児以外は2日間）経過した後でないで登園することができません。

季節性インフルエンザと診断された場合には、必ず園に連絡した上で、医師や園の指示に従ってください。

保育施設におきましては、今までと同様、感染症対策を実施しながら、安心安全な保育を継続して参ります。

つきましては、下記のとおり、保護者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 お子様が体調不良の際の対応について

お子様に発熱、せき、のどの痛み等の風邪症状がある場合は、登園することなく医療機関を受診し、治癒するまで御自宅での休養をお願いします。

#### 2 園への報告について

季節性インフルエンザと診断された場合は、以下の項目を速やかに園へ御連絡ください。

- (1) お子様の氏名、クラス名
- (2) 受診した医療機関名
- (3) 医師が診断した発症日
- (4) 医師からの注意事項など

園の連絡先:054- -

#### 3 経過報告書について

別添の「インフルエンザ経過報告書」を参考に、お子様の症状の経過の記録をとり、治癒後の登園再開時に園へ提出してください。（報告書の様式は市ホームページにも掲載します。）

#### 4 その他

引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

担当 保育・幼稚園課 054-626-2772

## 季節性インフルエンザの発症から再登園までの流れ

焼津市保育・幼稚園課

### ①季節性インフルエンザが疑われる症状の発症

医療機関を受診してください。

受診前には、必要に応じて医療機関や静岡県発熱等受診相談センター等へ事前に電話相談をしてください。



### ②医療機関受診・季節性インフルエンザと診断

季節性インフルエンザと診断されたら、発症日等を医師に確認してください。診断結果等の書類がなくても、口頭で構いません。



### ③園に電話で報告

園に電話で次の項目を報告してください。

- (1) お子様の氏名、クラス名
- (2) 受診した医療機関名
- (3) 医師が診断した発症日
- (4) 医師からの注意事項など



### ④自宅で安静

発症した日を含めずに5日間は必ず自宅で安静にお過ごしください。さらに、乳幼児は解熱後、翌日から3日間（乳幼児以外は2日間）経過した後でないと登園することができません。



### ⑤必要期間安静にした後、登園

療養期間の経過後は登園することができます。

登園するために、改めて医療機関を受診する必要はありません。